

# 固定資産税の特例・軽減措置について

家屋の新増築や改修工事など行えば固定資産税の負担は増えることとなりますが、税負担軽減の為に、特例・軽減措置があります。特例・軽減措置を活用して工事をご検討下さい。

## □ 新築住宅に対する減額措置

平成20年3月31日までに新築された住宅については、新築後一定期間（一般の住宅の場合：新築後3年度分）の固定資産税額が2分の1に減額されます。

ただし、減額は一戸当たり120㎡相当分までとする上限があります。

（要件）

- ①専用住宅や併用住宅（居住部分2分の1以上）であること
- ②床面積要件：50㎡以上280㎡以下

（一戸建以外の貸家住宅にあつては40㎡以上）

\* 不動産取得税（熊本県税）軽減措置の床面積要件は、240㎡以下となっており、固定資産税と面積要件の違いがありますのでご注意ください。



◆ 問い合わせ先 ◆

税務課資産税係 TEL 22-3148

## □ バリアフリー改修に伴う減額措置

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修（自己負担30万円以上のもの）が行われた場合、翌年度分のみ改修家屋全体にかかる固定資産税の税額が3分の1に減額されます。

ただし、減額は一戸あたり100㎡相当分までとする上限があります。

## □ 住宅耐震改修に伴う減額措置

昭和57年1月1日以前からある住宅に耐震改修（工事費用が30万円以上のもの）を行った場合、改修家屋全体に係る固定資産税の税額が一定期間（平成21年までに工事が完了した場合は3年度分）2分の1に減額されます。

ただし、減額は一戸当たり120㎡相当分までとする上限があります。

※改修工事を行う際には、事前に税務課資産税係までお問い合わせください。

## 家屋の新築、増築、滅失、用途変更届けは速やかに！



平成19年中に家屋の新築、増築、滅失、用途変更（住宅を店舗に変更する等）をされた方及び土地の利用状況の変更をされた方は、必ず税務課資産税係までご連絡下さるようお願いいたします。

登記されていない家屋等の物件について、滅失の事実確認に大変苦慮しています。

物件の取り壊しを行われた方はすみやかに税務課に届出をされますようお願いいたします。滅失の確認ができないと翌年度以降も間違って課税されることがあります。納税通知書送付時に同封しています課税明細書をご確認下さい。